

議員提出議案第 5 号

議長辞職勧告決議について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出する。

平成 29 年 6 月 9 日提出

提出者	琴浦町議会議員	高 塚 勝
賛成者	同	藤 本 則 明

理 由 決議書のとおり

平成 29 年 6 月 日

琴浦町議会議長 手 嶋 正 巳

議 長 辞 職 勧 告 決 議

手嶋正巳議長は、昨年 11 月 21 日の臨時会において、議長と言う立場でありながら、昨年 9 月 21 日の全員協議会における他の議員に対する不適切な言辞を用い、議会の品位を失墜させたという理由で戒告処分を受けた。

さらに、昨年 12 月 12 日の本会議において、手嶋正巳議長は、議会運営の適格性に欠けるという理由で不信任決議により議員多数の信任を失った。

これを受け、手嶋正巳議長は 1 月 19 日の臨時会において、後援会、有識者の意見もあり、「議長辞職はしない、任期最後まで議長を務め、今後は、議会基本条例のもと、厳正、円滑、効率的な運営に努める。」と議長続投を表明した。

しかし、表明は名ばかりで、その後の議長としての議会運営は、全く不適格な運営であった為、3 月 23 日の本会議において、議会運営における「議長としての適格性に欠ける。」という理由で再度不信任が議決された。

4 月 20 日の全員協議会で、手嶋正巳議長は、「反省し、今後は副議長や議会運営委員会と相談して進める。」と宣言したが、全く守られていません。

この、6 ケ月間の琴浦町議会は機能をほとんど失っており、これ以上この状態を放置する事は許されません。二元代表制の片翼を担う議会の機能が失われている。

よって、手嶋正巳議長は、即刻辞職すべきことを勧告するものである。

以上決議する。

平成 2 9 年 6 月 9 日

鳥取県東伯郡琴浦町議会